北秋田市消防団小型動力ポンプ一式仕様書

この仕様書は令和８年度北秋田市消防本部が発注する北秋田市消防団小型動力ポンプ一式に適用する。

１　物品名称「消団備第１０号　小型動力ポンプ（幸屋)」

２　物品概要

（１）動力ポンプの技術上の規格を定める省令に合致していること。

（２）小型ポンプ及びホース等の付属品はすべて新規製品とすること。

（３）小型ポンプはＩＳＯ９００１、及びＩＳＯ１４００１認定工場の製品であること。

３　提出書類

納入時に次に掲げる種類を提出すること。

（１）取扱説明書

（２）ポンプ検査証

（３）その他当市が指示したもの

４　仕様

（１）小型動力ポンプ

①　規格

（ア）　日本検定協会の受託試験合格品であること。

（イ）　Ｂ－２級とする。

②　エンジン

（ア）　水冷２ストローク水平２気筒とする。

（イ）　最高出力３０ｋｗ以上とする。

（ウ）　電子制御燃料噴射式とする。

（エ）　分離給油方式とする。

（オ）　デジタルＣＤＩ点火方式とする。

（カ）　セルモータ・リコイル始動方式とする。

（キ）　オーバーヒート防止自動停止装置を装備していること。

（ク）　冷却水循環方式とする。

（ケ）　点灯能力１２Ｖ－１７０W以上とする。

（コ）　バッテリーがなくてもＥＣＵが作動すること。
（発電専用コイル取付）

（サ）　自己診断機能を備えていること。
（異常検知セーフティーモードで運転継続）

（シ）　バッテリー（１２Ｖ、１６Ａｈ）はメンテナンスフリーの高始動型密閉式とし、充電器は管理不要の自動充電器であること。

③　ポンプ

（ア） 高圧１段タービンポンプとする。
（イ） 高性能インデューサを内蔵していること。
（ウ） 放水口はループハンドル式ボールコックとする。
（エ） 水温上昇防止自動バルブを装備していること。

④ 真空ポンプ

（ア） ４翼偏心ロータリ式、無給油式とする。
（イ） ブレードの材質は耐久性に優れたピーク材（樹脂系）とすること。
（ウ） 吸水時のエアーポケットを解消するため、ポンプ背面及び前面からのダブル給水方式とすること。
（エ） エンジン始動後、自動的に真空ポンプが作動する方式とし、確実に吸水するため３秒間重複及び最大６０秒間作動すること。また、機器保護のため吸水不能時に自動的にエンジン停止すること。
（オ） 自動給水・手動吸水の切替をスイッチにより行えること。

⑤ 計器類

（ア） 圧力計・連成計は、文字盤背面よりライトアップする構造とすること。
（イ） モニターはＬＥＤを使用し、異常時には点滅すること。
（ウ） ダンパー付圧力計とすること。

⑥ 燃料タンク

（ア） 下置き低重心型とし、吸水ショック対策をして安定性が向上されたものであること。

⑦ その他

（ア） 新型放口（根元）媒介接手取付、又は同等機能を有し、着脱性の向上・折れの防止をすること。
（イ） コンパクトで着脱容易な排水キャッチタンクを設けること。
（ウ） 吸管ロープのロープ巻き通しが容易な大型ロープ掛けを取り付けること。
（エ） 電源切り忘れによるバッテリー放電防止のため、オートパワーオフ機能（３０分経過後ＯＦＦ）を装備すること。
（オ） 小型ポンプ用のカバーを備え付けること。

（２）付属品

①	吸管（軽量　75㎜×6m）	１本
②	吸管ストレーナー（プラスチック製）	１個
③	吸管塵除け籠（プラスチック製）	１個
④	吸管ロープ（10㎜×15m）	１本
⑤	消火栓媒介金具（75㎜ メスネジ×65㎜ メス町野）	１個
⑥	消火栓媒介金具（75㎜ メスネジ×100㎜ メスネジ）	１個
⑦	ポンプ工具	１式
⑧	可搬消防ポンプ用投光器（12V-48W　LED　三脚付）	１式

５　検査

小型動力ポンプ及び装備・付属品等について、当市が実施する総合的な検査の結果、不具合および不適合と認められた箇所については直ちに修正の上、再検査を受けるもの

とする。

6　納入

（1）納入期日：令和９年３月２６日

（2）納入場所：北秋田市鷹巣字北中家下８５番地（北秋田市消防本部）

7　その他　　同等品による応札を希望する場合は、北秋田市消防本部消防総務課と協議を行うこと。また、物品の内容等について、ここに記載のない事項等が生じた場合は発注者との協議により決定するものとする。